

## ＜ 介護保険の費用と保険料 ＞

### 1 第6期介護保険事業計画における事業費の見込み

介護サービスの利用見込みから、平成27～29年度の保険給付費を約2,581億円、地域支援事業費を約132億円、合計で約2,713億円を見込んでいます。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
保険給付費	838億円	857億円	886億円	2,581億円
地域支援事業費	20億円	47億円	65億円	132億円
介護予防事業 《新しい総合事業》	5億円	27億円	44億円	76億円
包括的支援・任意事業	15億円	20億円	21億円	56億円
計	858億円	904億円	951億円	2,713億円

※「介護予防事業」については、平成28年度中に「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」へ移行します。なお、移行する時期によって、事業費の内訳が変わることがあります。

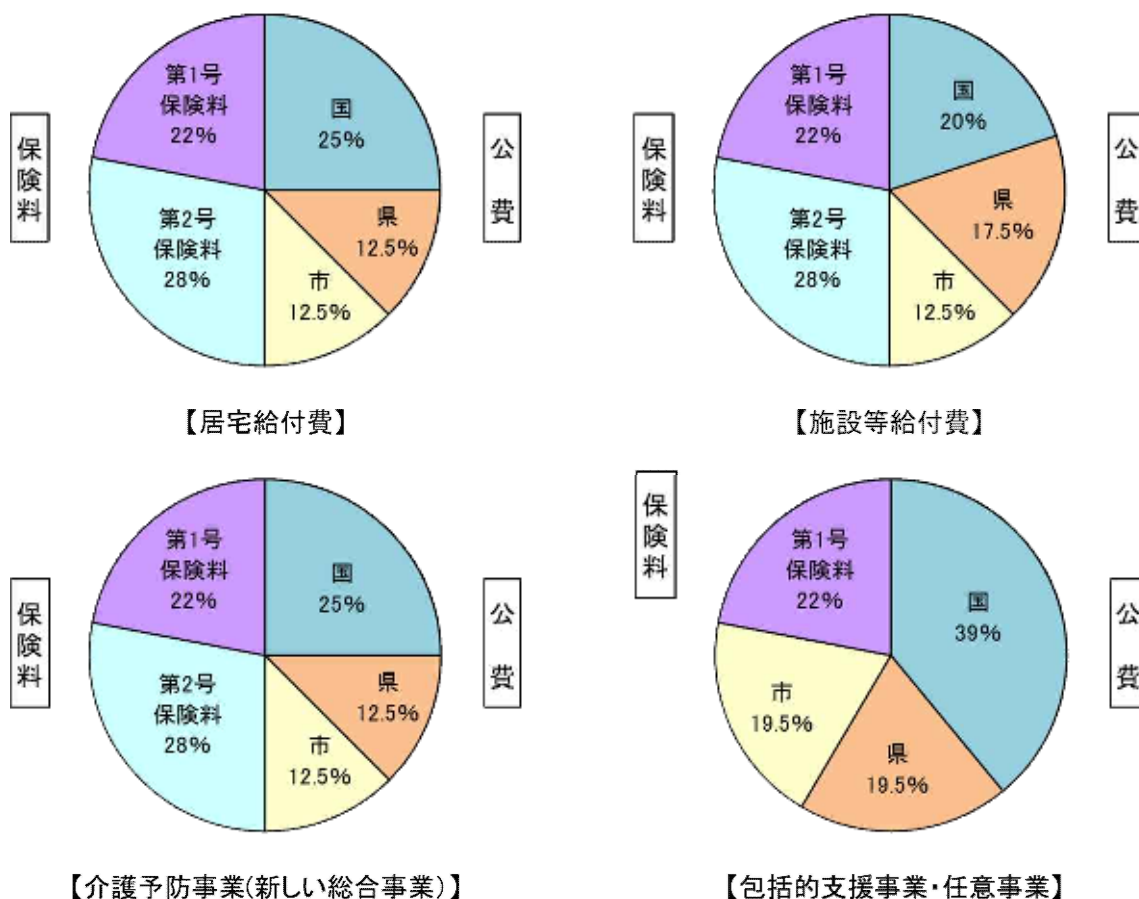
### 2 保険給付費等の負担割合

介護保険のサービスにかかる費用は、利用者負担分（1割または2割）を除いた、残りが保険から給付され、その財源は、保険料と公費（税金）で賄われています。

公費は国、県、市で負担し、保険料は第1号被保険者（65歳以上の方）及び第2号被保険者（40～64歳の方）で負担します。

このうち、第1号被保険者の保険料で負担する割合は、平成27年度から第2号被保険者との全国の人口比により22%（第5期は21%）となります。

【 介護給付費と地域支援事業費の負担割合 】



### 3 第1号被保険者の介護保険料（平成27～29年度）

介護保険料は、介護保険事業計画で定めるサービス費用の見込み額等に基づき、3年間を通じて、財政の均衡を保つように設定されます（3年間を通じて同一の保険料額）。

第6期（平成27～29年度）の本市の介護保険料については次のとおりです。

#### 【第6期介護保険料の考え方】

##### （1）国の示した基準（標準段階）に応じた変更

国がこれまで6段階であった介護保険料の「標準段階」を9段階に見直したことに伴い、この「標準段階」に応じた変更を行います。

##### 《第1段階と第2段階の統合》

第5期における「第1段階」と「第2段階」を統合し、「第1段階」とします。

統合後の「第1段階」の保険料率（基準額「第5段階」に対する負担割合）は0.5とします。

##### （2）負担能力に応じた保険料の多段階化

国の標準段階が9段階に見直されましたが、本市では所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行うという観点から、第5期において既に12段階としています。第6期においても、より負担能力に応じた保険料段階となるよう多段階化を行います。

##### 《第7段階の新設》

第5期における「第5段階（第6期では第6段階）」と「第6段階（第6期では第8段階）」に、新たに段階を設定し、「第7段階（本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上160万円未満）」とします。

保険料率（基準額「第5段階」に対する負担割合）は1.2とします。

##### （3）介護給付準備基金（保険料剰余）の取り扱い

介護保険料の剰余分については、介護給付準備基金に積み立てることとしており、当該基金については、国の基本的な考え方として、

- ① 第6期計画期間に歳入として繰り入れ、第6期介護保険料の上昇抑制に充てること
- ② 介護給付準備基金の適切な取崩しを検討されたい

と示されていることから、本市においても介護保険財政の運営上必要な金額を残したうえで、介護給付準備基金を活用し、第6期介護保険料の上昇抑制を図ります。

##### 《介護給付準備基金の活用》

第6期介護保険料の上昇抑制のため、「北九州市介護給付準備基金」32億円の活用を見込んでいます。

##### （4）公費による低所得者の保険料軽減について

介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料が軽減されます。本市においても国の制度改正を踏まえて対応します。

##### 《「公費による低所得者の保険料軽減」の部分実施について》

予定されていた消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、平成27年4月からの「公費による低所得者の保険料軽減」は、特に所得の低い方（保険料段階が第1段階の方）を対象に部分的な実施となりました。（第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減します。）

※ 消費税率10%への引き上げが行われる予定の平成29年4月からは、市民税非課税世帯全体（保険料段階が第1段階～第3段階の方）を対象として完全実施される予定です。

### 【第1号被保険者の第6期介護保険料（基準額）の算定】

第1号被保険者の介護保険料は、まず、介護サービスの利用量などの見込みにより算出された「保険給付費」「地域支援事業費」などの費用を基に、第1号被保険者が負担する費用を算定し、保険料額（基準額）を決定します。

**第1号被保険者の第6期介護保険料(基準額):月額 5,700円**

### 参 考

《第1号被保険者保険料（基準額：月額）の算定方法》

$$\frac{3 \text{ 年間の保険給付費} \cdot \text{地域支援事業費見込み} \times \text{第1号被保険者の負担割合}(22\%) - \text{介護給付準備基金}}{\text{負担割合で補正した3年間の被保険者数}} \div 12 \text{ 月}$$

## 第6期介護保険料の設定イメージ

### ◆第5期(平成24～26年度)の保険料段階

保険料率	第1段階	第2段階	第3段階 (特例段階)	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階 (特例段階)	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
		0.5	0.6	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0
対象範囲	本人が市民税非課税						本人が市民税課税					
	世帯全員が市民税非課税			世帯の中に市民税課税者がいる								
第5期保険料 (月額)	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 147万円未満	合計所得金額 147万円以上 190万円未満	合計所得金額 190万円以上 300万円未満	合計所得金額 300万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上 600万円未満	合計所得金額 600万円以上	
	約2,640	約3,170	約3,690	約3,960	約4,750	5,270	6,060	約6,590	約7,910	約9,230	10,540	約11,070

### ◆第6期(平成27～29年度)の保険料段階

保険料率 ※カッコ内は 公費軽減後	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
		0.5 (0.45)	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.2	1.25	1.5	1.75	2.0
対象範囲	本人が市民税非課税					本人が市民税課税						
	世帯全員が市民税非課税			世帯の中に市民税課税者がいる								
第6期保険料 (月額)	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 120万円未満	合計所得金額 120万円以上 160万円未満	合計所得金額 160万円以上 190万円未満	合計所得金額 190万円以上 300万円未満	合計所得金額 300万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上 600万円未満	合計所得金額 600万円以上
	2,850(約2,570)	3,990	約4,280	5,130	5,700	約6,560	6,840	約7,130	8,550	約9,980	11,400	11,970

【第6期の変更点】  
◆第1段階と第2段階の統合◆  
「第1段階」と「第2段階」を統合し、「第1段階」とする。  
※保険料率は0.5

【「公費による低所得者の保険料軽減」の部分実施】  
予定されていた消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、平成27年4月からの「公費による低所得者の保険料軽減」は、特に所得の低い方(第1段階)を対象に部分的な実施となりました。  
(図の網掛け部分)  
※消費税率10%への引き上げが行われる平成29年4月からは、市民税非課税世帯全体(第1段階～第3段階)を対象として完全実施される予定です。

【第6期の変更点】  
◆第7段階の新設◆  
合計所得金額120万円以上160万円未満の段階を新たに設定。  
※保険料率は1.2

【 第1号被保険者の第6期介護保険料（平成27～29年度） 】

段階	料率	対 象	保険料額 年額(月額)
第1段階 (※3)	基準額×0.5	生活保護受給者等 (※1) 老齢福祉年金受給者で市民税世帯 非課税の人	34,200円 (2,850円)
	《公費軽減により▲0.05》 基準額×0.45	世帯全員が市民税非課税で合計所 得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の人 (※2)	《公費軽減後》 30,780円 (約2,570円)
第2段階	基準額×0.7	世帯全員が市民税非課税で合計所 得金額と課税年金収入額の合計が 80万円超 120万円以下の人 (※2)	47,880円 (3,990円)
第3段階	基準額×0.75	世帯全員が市民税非課税で合計所 得金額と課税年金収入額の合計が 120万円超の人 (※2)	51,300円 (約4,280円)
第4段階	基準額×0.9	本人が市民税非課税の人(世帯の中 に課税者がいる場合)で合計所得金 額と課税年金収入額の合計が 80万円以下 (※2)	61,560円 (5,130円)
第5段階	基準額	本人が市民税非課税の人(世帯の中 に課税者がいる場合)で合計所得金 額と課税年金収入額の合計が 80万円超 (※2)	68,400円 (5,700円)
第6段階	基準額×1.15	本人が市民税課税で合計所得金額 が120万円未満の人	78,660円 (約6,560円)
第7段階 (新設)	基準額×1.2	本人が市民税課税で合計所得金額 が120万円以上 160万円未満 の人	82,080円 (6,840円)
第8段階	基準額×1.25	本人が市民税課税で合計所得金額 が160万円以上 190万円未満 の人	85,500円 (約7,130円)
第9段階	基準額×1.5	本人が市民税課税で合計所得金額 が190万円以上 300万円未満 の人	102,600円 (8,550円)
第10段階	基準額×1.75	本人が市民税課税で合計所得金額 が300万円以上 400万円未満 の人	119,700円 (約9,980円)
第11段階	基準額×2.0	本人が市民税課税で合計所得金額 が400万円以上 600万円未満 の人	136,800円 (11,400円)
第12段階	基準額×2.1	本人が市民税課税で合計所得金額 が600万円以上の人	143,640円 (11,970円)

上記の合計所得金額には、土地・建物等の譲渡所得の金額（特別控除前の金額）や株式等の譲渡所得等の金額（繰越控除等の適用前金額）等を含む。

※1 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている人を含む。

※2 課税年金収入額とは、国民年金、厚生年金等（障害年金、遺族年金は除く）の公的年金等控除前の総支払額。

※3 消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、平成27年4月からの「公費による低所得者の保険料軽減」は、特に所得の低い方(第1段階)を対象に部分的な実施となりました。

消費税率10%への引き上げが行われる平成29年4月からは、市民税非課税世帯(第1段階～第3段階)を対象として完全実施される予定です。

#### 4 本市独自の保険料の負担軽減制度

本市では、市独自の低所得者対策として、市民税世帯非課税の人のうち生活が著しく困難で介護保険料の支払いが難しく、一定の要件に該当する場合、申請により保険料を減額する制度を実施しており、第6期においても引き続き実施します。

##### (1) 要件

保険料段階が第2段階、第3段階の人で、以下の全ての要件に該当する人が対象。

収入	○ 前年の世帯全員の収入が収入基準額以下であること。 ※ 1人世帯の場合、96万円+家賃負担額（家賃限度額37.8万円）
資産	○ 居宅用以外の土地及び家屋を世帯全員が所有していないこと。 ○ 世帯全員の預貯金等の合計額が350万円以下であること。
扶養	○ 他の世帯の人から扶養されていないこと。

##### (2) 軽減内容

第2段階、第3段階の保険料を、第1段階相当額まで減額します。

## 【参考：平成37年度（2025年度）の見込み】

地域包括ケアシステム構築の目標年度である平成37年度（2025年度）を見据え、平成37年度（2025年度）の第1号被保険者数、要介護認定者数および介護サービス利用者数などについて、現状での見込量を試算しました。

### 1 第1号被保険者の見込み (単位：人/月)

第1号被保険者数	65歳～74歳	75歳以上
279,207	114,605 (41%)	164,602 (59%)

### 2 要介護認定者の見込み (単位：人/月)

認定者数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
71,880	9,846	9,105	17,334	12,537	8,856	7,949	6,253

### 3 サービス利用者の見込み (単位：人/月)

サービス利用者数	在宅サービス利用者数	施設・居住系サービス利用者数
49,448	33,767	15,681

介護給付		単位	平成37年度	予防給付		単位	平成37年度	
在宅	訪問介護	回/月	221,225	在宅	介護予防訪問入浴介護	回/月	65	
	訪問入浴介護	回/月	1,583		介護予防訪問看護	回/月	1,225	
	訪問看護	回/月	21,864		介護予防訪問リハビリテーション	回/月	1,506	
	訪問リハビリテーション	回/月	10,209		介護予防在宅療養管理指導	人/月	235	
	居宅療養管理指導	人/月	8,089		介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,667	
	通所介護	回/月	222,696		介護予防短期入所生活介護	日/月	310	
	通所リハビリテーション	回/月	42,081		介護予防短期入所療養介護	日/月	100	
	短期入所生活介護	日/月	21,082		介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	340	
	短期入所療養介護	日/月	1,694		介護予防福祉用具貸与	人/月	4,978	
	特定施設入居者生活介護	人/月	2,702		介護予防特定福祉用具販売	人/月	125	
	福祉用具貸与	人/月	18,600		住宅改修（予防）	人/月	168	
	特定福祉用具販売	人/月	375		介護予防支援	人/月	12,922	
	住宅改修	人/月	281		地域密着	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	28
	居宅介護支援	人/月	28,468			介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	69
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	267	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		人/月	4	
	夜間対応型訪問介護	人/月	77					
	認知症対応型通所介護	回/月	7,102					
	小規模多機能型居宅介護	人/月	1,335					
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	人/月	305					
施設	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	人/月	2,794					
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	1,028					
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人/月	5,311					
	介護老人保健施設	人/月	2,911					
	介護療養型医療施設	人/月	591					

### 4 給付費等の見込み

合計	保険給付費	地域支援事業費	新しい総合事業	
			新しい総合事業	包括的支援・任意事業
1,157 億円	1,096 億円	61 億円	41 億円	20 億円

保険料見込額（基準月額） 約8,600円

※ この試算は、現時点での要介護認定者数やサービスの利用者数などの将来推計を基に、介護報酬や介護保険制度の仕組みが現状のままであるという仮定のもとで試算したものです。

(1) 介護サービス  
 <在宅サービス>

No.	サービス名	サービス概要
1	訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介助や、必要に応じて食事の支度、掃除などを行います。また、外出が困難な人などには、通院等のために、車の乗り降りを中心とした介助を行います。
2	訪問入浴介護	移動入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。
3	訪問看護	訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問して、自宅で療養するための世話や診療の補助を行います。
4	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。
5	居宅療養管理指導	通院が難しい人の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・看護師などが訪問して、療養上の管理や指導を行います。
6	通所介護	特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに日帰りで通って、入浴・食事の介助や、機能訓練、レクリエーションなどを行います。
7	通所リハビリテーション	老人保健施設や病院などに日帰りで通って、入浴・食事の介助などのほか、理学療法士や作業療法士などがリハビリテーションを行います。
8	短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、入浴・排泄・食事などの日常生活の介助や機能訓練などを行います。
9	短期入所療養介護	老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間宿泊して、日常生活の介助のほか、看護やリハビリテーションなどを行います。
10	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどに入所している、要介護認定を受けた人を対象に、入浴・排泄・食事等の介助や機能訓練などを行います。
11	福祉用具貸与	日常生活での自立を助ける、車いすや歩行器などの福祉用具を貸し出します。
12	特定福祉用具販売	入浴や排泄の時に使う、入浴補助用具や腰掛け便座などの福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。
13	住宅改修費の支給	自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすくするため、手すりの取付けや段差の解消、便器の取替えなど、住宅内の小規模な改修を行ったときに、その費用の一部を支給します。
14	居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況・環境・本人や家族の希望などを受けて、要介護者の介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切にサービスが提供されるよう事業者と連絡調整を行います。



<地域密着型サービス>

No.	サービス名	サービス概要
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度の方を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支援するため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型の訪問や随時の対応を行います。
2	夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーがおむつ交換などの介助を行うため、定期的に訪問するほか、利用者からの連絡により、必要に応じて訪問し介助を行います。
3	認知症対応型通所介護	認知症の要介護者がデイサービスセンターやグループホームなどに日帰り通って、入浴・食事の介助、機能訓練などを受けます。
4	小規模多機能型居宅介護	家庭的な小規模施設で、日帰り通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の介助などを受けます。
5	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	複数の居宅サービスと地域密着型サービスを組み合わせて一体的に提供する「複合型サービス」のひとつで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供します。
6	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	家庭的な環境の中で認知症の症状のある人を対象に少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介助や機能訓練などを行います。
7	地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム) ※ 定員 29 人以下	定員 29 人以下の特別養護老人ホームにおいて、日常生活の介助や機能訓練などを行います。
8	地域密着型通所介護 ※ 定員 18 人以下	特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに日帰り通って、入浴・食事の介助や、機能訓練、レクリエーションなどを行います。

<施設サービス>

No.	サービス名	サービス概要
1	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※ 定員 30 人以上	常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人が入所し、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。
2	介護老人保健施設	リハビリテーションなどを必要とする人が入所し、日常生活の世話も含めた介助や機能訓練などを受けて、家庭への復帰を目指します。
3	介護療養型医療施設	医学的管理のもとで長期間の療養が必要な人が入所し、日常生活の介助のほか、医療や看護、機能訓練などを受けます。

(2) 介護予防サービス  
 <在宅サービス>

No.	サービス名	サービス概要
1	介護予防訪問介護 ※新しい総合事業へ移行予定	ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護予防を目的とした日常生活の介助などを行います。
2	介護予防訪問入浴介護	感染症などの理由から施設での入浴利用が困難な場合などに、移動入浴車等で自宅を訪問して、入浴の介助を行います。
3	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とし、自宅で療養するための世話や診療の補助を行います。
4	介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、生活機能を向上させるために、リハビリテーションを行います。
5	介護予防居宅療養管理指導	通院が難しい人の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・看護師などが訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
6	介護予防通所介護 ※新しい総合事業へ移行予定	特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに日帰りで通って、日常生活上の支援を受ける基本サービスと、個人の目的にあったサービス(「運動機能・栄養状態・口腔機能」の向上またはレクリエーションなど)を、選択して受けます。
7	介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設や病院などに日帰りで通って、リハビリテーションを受けるほか、個人の目的にあったサービス(「運動機能・栄養状態・口腔機能」の向上)を、選択して受けます。
8	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助や機能訓練を受けます。
9	介護予防短期入所療養介護	老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助、看護やリハビリテーションを受けます。
10	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどに入所している要支援者が、入浴・排泄・食事などの日常生活の介助や機能訓練などを受けます。
11	介護予防福祉用具貸与	介護予防を目的として、日常生活での自立を助ける、歩行器等の福祉用具を貸し出します。
12	介護予防特定福祉用具販売	入浴や排泄の時に使う、入浴補助用具や腰掛け便座などの福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。
13	住宅改修費の支給(予防)	自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすくするため、手すりの取付けや段差の解消、便器の取替えなど、住宅内の小規模な改修を行ったときに、その費用の一部を支給します。
14	介護予防支援	地域包括支援センターが、生活機能の維持・改善を図るため、要支援者の介護予防サービス計画を作成し、適切にサービスが提供されるよう事業者と連絡調整を行います。

<地域密着型サービス>

No.	サービス名	サービス概要
1	介護予防認知症対応型通所介護	認知症の要支援者がデイサービスセンターやグループホームなどに日帰り通って、入浴・食事の介助や機能訓練などの介護予防を目的としたサービスを受けます。
2	介護予防小規模多機能型居宅介護	家庭的な小規模施設で、日帰り通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の介助などを受けます。
3	介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	家庭的な環境の中で認知症の症状のある人が少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。